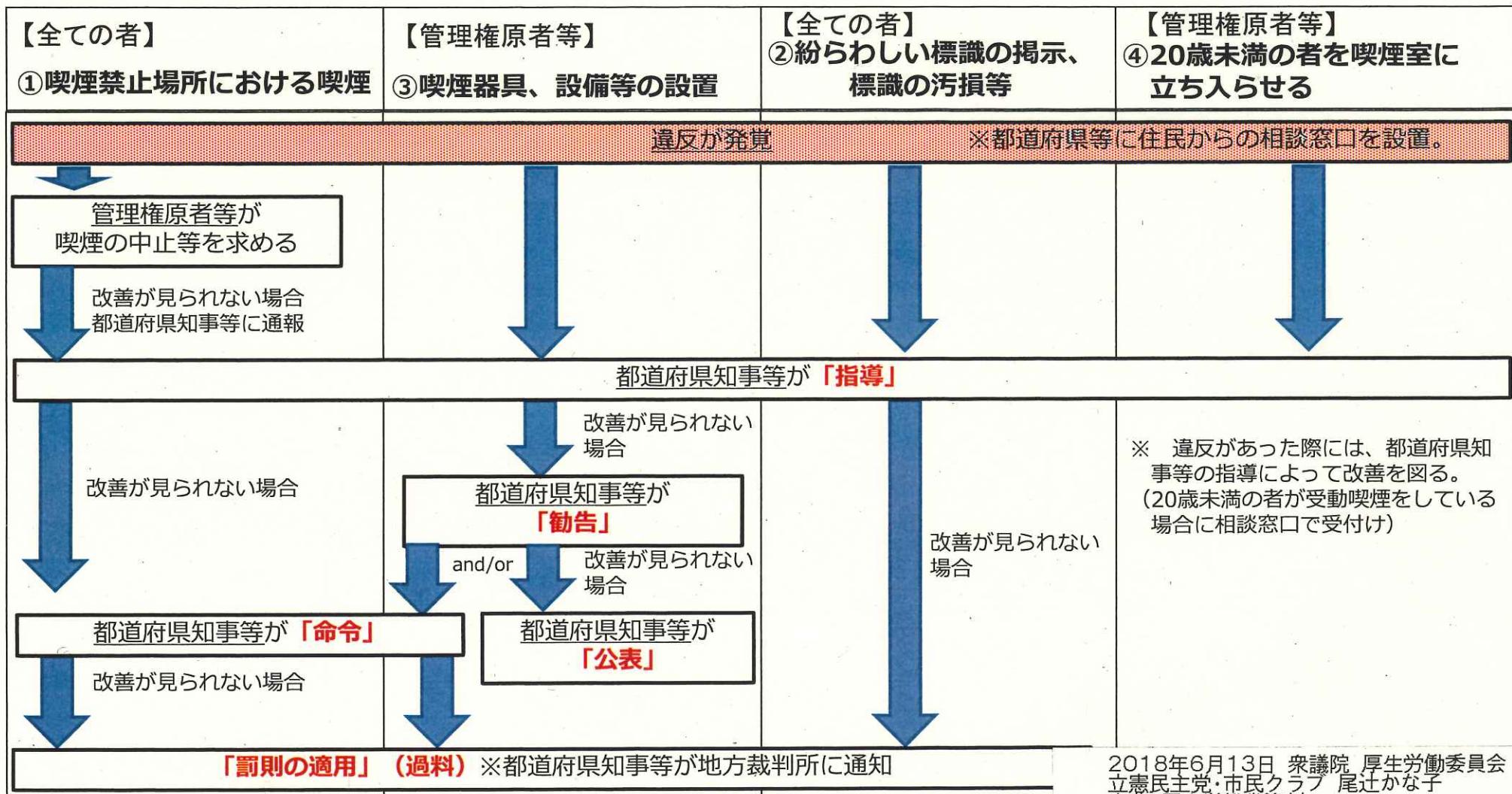


本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
 - 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 - 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



2018年6月13日 衆議院 厚生労働委員会
立憲民主党・市民クラブ 尾辻かな子
出典：厚生労働省資料

アメリカ環境保護庁による屋外大気の質分類(全死亡増加率は松崎付加)

空気の質レベル	PM _{2.5} ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	説明	WHOガイドラインに基づく全死亡増加率(%)	
			急性曝露	慢性曝露
緊急事態 Hazardous	251-	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が著しく重くなり、死亡率も著しく高まる。一般の人々に重い呼吸器症状があらわれるおそれあり。	25-	150-
大いに危険 Very unhealthy	151-250	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が一層重くなり、死亡率が一層高まる。一般の人々の呼吸器疾患も明らかに増加する。	15-25	90-150
危険 Unhealthy	66-150	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が悪化し、一般の人々に呼吸器症状があらわれる。	6-15	36-90
弱者に危険 Unhealthy for sensitive groups	41-65	感受性の高い者に呼吸器症状があらわれる。心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が悪化し、死亡率が高まる。	4-6	24-36
許容範囲内 moderate	16-40	特別感受性の高い人に呼吸器症状があらわれる。心臓や肺の悪い人、お年寄りでは病状が悪化するおそれあり。	1-4	6-24
良好 good	0-15	空気の質は良好であり、健康危険はほとんどない	基準	基準

